指　名　停　止　措　置　の　概　要

１．業者名及び住所

業　　者　　名	住　　所	備　　考
キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区神田小川町１－１	

２．措置期間　　令和７年５月８日～令和７年７月７日（２か月）

３．指名停止措置の適用範囲　　工事

４．事実概要

建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第１条の２に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。当該事実が建設業法第28 条第１項第６号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和６年12 月３日付けで指示処分を受けた。

５．措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成１１年３月３１日告示第２２号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第２条第１項及び別表第２第１４項に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措　置　要　件	期　間
別表第２ 14　有資格者が、建設業法第28条の規定に基づく次に掲げる監督処分（同条第１項第１号、第２号又は第３号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。	
（１）　指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から２月以上６月以内
（２）　営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から３月以上９月以内

問　合　せ　先
土浦市総務部管財課契約検査係 土浦市大和町９番１号 電話　０２９－８２６－１１１１　（内線）２２２６、２２２７